

訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第三百号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 地域の保険医療機関、訪問看護ステーション又は住民等に対する研修や相談への対応について実績を有すること。</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 地域の保険医療機関、訪問看護ステーション又は住民等に対する研修や相談への対応について実績を有すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 訪問看護管理療養費の注12に規定する専門管理加算の基準</p> <p>次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること</p> <p>ロ 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十七条の二第二項第五号に規定する指定研修機関において、同項第一号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。</p> <p>七 訪問看護ターミナルケア療養費の注4に規定する遠隔死亡診断補助加算の基準</p> <p>情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看</p>	<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

看護師が配置されていること。

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一～三 (略)

四 訪問看護基本療養費の注12に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者並びに訪問看護基本療養費の注12のハ及びニに規定する厚生労働大臣が定める場合

(1) 訪問看護基本療養費の注12に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者

一人の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）による指定訪問看護が困難な利用者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ～ニ (略)

ホ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（訪問看護基本療養費の注12のハに規定する場合に限る。）

ヘ その他利用者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（訪問看護基本療養費の注12のハに規定する場合に限る。）

(2) (略)

五～八 (略)

九 訪問看護情報提供療養費の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

(1) (3) (略)

(4) 十五歳未満の児童

十 訪問看護情報提供療養費の注2に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

(1) 十八歳未満の超重症児又は準超重症児

(2) 十八歳未満の児童であつて、特掲診療料の施設基準等別表

第七に掲げる疾病等の者

(3) 十八歳未満の児童であつて、特掲診療料の施設基準等別表

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一～三 (略)

四 訪問看護基本療養費の注12に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者並びに訪問看護基本療養費の注12のハ及びニに規定する厚生労働大臣が定める場合

(1) 訪問看護基本療養費の注12に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者

一人の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）による指定訪問看護が困難な利用者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ～ニ (略)

ホ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合に限る。）

ヘ その他利用者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合に限る。）

(2) (略)

五～八 (略)

九 訪問看護情報提供療養費の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

(1) (3) (略)

(4) 十五歳未満の小児

十 訪問看護情報提供療養費の注2に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

(1) 十五歳未満の超重症児又は準超重症児

(2) 十五歳未満の小児であつて、特掲診療料の施設基準等別表

第七に掲げる疾病等の者

(3) 十五歳未満の小児であつて、特掲診療料の施設基準等別表

第八に掲げる者

第三 訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域訪問看護加算並びに訪問看護ターミナルケア療養費の注4に規定する遠隔死亡診断補助加算に係る厚生労働大臣の定める地域

一〇六 (略)

第四 指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 訪問看護基本療養費の注14ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注11ただし書に規定する所定額を算定できる場合

(1) 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者に対し、前号(1)から(3)までに掲げるいずれかの指定訪問看護を行う場合

(2)・(3) (略)

第五 経過措置

令和四年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1又は2に係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和四年九月三十日までの間に限り、第一の六の(1)のへ又は(2)のへに該当するものとみなす。  
(削る)

第八に掲げる者

第三 訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域

一〇六 (略)

第四 指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 訪問看護基本療養費の注14ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注11ただし書に規定する所定額を算定できる場合

(1) 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者に対し、前号(1)又は(2)に掲げる指定訪問看護を行う場合

(2)・(3) (略)

第五 経過措置

一 令和二年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1から3までに係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和三年九月三十日までの間に限り、第一の六の(1)のロ、(2)のロ又は(3)のロに該当するものとみなす。  
二 令和三年三月三十一日において現に過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域については、令和四年三月三十一日までの間に限り、第三第六号に規定する過疎地域とみなす。